

大矢知地区 避難所運営委員会規約

(目的)

第1. 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、大矢知地区避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

- 第2. 1 委員会の構成員は、次のとおりとする。
- 一 避難者で編成する「(避難者)組」の代表者
 - 二 行政担当者
 - 三 施設管理者
 - 四 避難所で具体的な運営業務を実施する班の代表者
- 2 前項の規定にかかわらず、(避難者)組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。
- 3 自治会、民生・児童委員などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるができる。

(廃止)

第3. 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

(任務)

- 第4. 1 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。
- 2 委員会は、毎日、午前9時と午後4時に定例会議を行うこととする。
- 3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、被災者管理班、施設管理班、食料物資班、衛生班、情報班、ボランティア班及び必要となる班を設置する。
- 4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

(役員)

- 第5. 1 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長2名を置く。
- 2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

(総務班の業務)

- 第6. 1 総務班は、主として災害対策本部との連絡、避難所の管理、マスコミ対応に関することを行う。
- 2 総務班は、避難所内の秩序維持に努める。
- 3 総務班は、避難所の消灯を午後10時に行う。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下、職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。
- 4 総務班は、委員会での各運営班との協議に基づき、避難部屋の移動を定期的に行う。
- 5 総務班は、委員会の事務局を勤める。

(被災者管理班の業務)

- 第7. 1 被災者管理班は、避難者の名簿の作成、管理に関することなどを行う。
- 2 名簿は、避難者の世帯ごとに作成する。
- 3 被災者管理班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。
- 4 被災者管理班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出しに関することなどを行う。
- 5 午前9時から午後8時までの電話の受信を行い、伝言を聞く。

6 午後8時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、伝言を伝える。

(食料物資班の業務)

- 第8. 1 食料物資班は、避難所の食料・物資の配給に関することを行う。
2 食料班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。また特別なニーズがある物資についてなど特別な要望については個別に対処する。
3 食料・物資は、原則（避難者）組ごとに配布する。
4 食料物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料・物資を配給する。
5 不要な救援物資が到着した時は、受領を拒否する。

(衛生班の業務)

- 第9. 1 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなどを行う。
2 衛生班は、避難者の当番などの協力を得つつ、毎日、午前8時、午後2時及び午後5時にトイレを清掃する。
3 犬、猫など動物類は、県と協定を結んでいる獣医師会の指示に従う。

(情報班の業務)

- 第10. 1 情報班は、自ら、また災害対策本部などと連携して、生活支援情報を収集・広報する。
2 情報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(施設管理班)

- 第11. 1 施設管理班は、施設管理者のアドバイスのもと、避難所施設の利用計画をつくり、必要な管理を行う。
2 避難生活に必要な設備の調達・管理を行う。
3 危険箇所への対応や、防火対策を行う。

(ボランティア班)

- 第12. 1 ボランティア班は、ボランティア受入れ対応を行う。
2 ボランティアセンター等の連絡・仲介に対応する。

(その他)

- 第13. この規約にないことは、その都度、委員会で協議して決める。

付 則

この規約は、平成22年12月1日から施行する。